

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案要綱

一 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正（第一条関係）

1 特別給付金国債（四回目継続分）の最終償還を終えた戦没者等の妻に対し、改めて特別給付金として額面二百万円、十年償還の無利子の国債を支給すること。

2 平成十五年四月一日以後に死亡した者の妻として、平成二十五年四月一日において、公務扶助料、遺族年金等の受給権を有する戦没者等の妻に対し、特別給付金として、額面二十万円、十年償還の無利子の国債を支給すること。

3 平成二十五年十月一日において、戦傷病者等が平成十五年四月一日から平成十八年九月三十日までの間に死亡したことにより、戦没者等の妻として公務扶助料、遺族年金等の受給権を有するに至った者に対し、特別給付金として額面六十万円、百二十万円、百八十万円又は二百万円、十年償還の無利子の国債を支給すること。

4 その他所要の改正を行うこと。

二 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正（第二条関係）

1 特別給付金国債（八回目継続分）の最終償還を終えた戦没者の父母等に対し、改めて特別給付金として額面百万円、五年償還の無利子の国債を支給すること。

2 平成十五年四月一日以後に死亡した者の父母等として、平成二十五年四月一日において、公務扶助料、遺族年金等の受給権を有する戦没者の父母等に対し、特別給付金として額面十万円、五年償還の無利子の国債を支給すること。

3 その他所要の改正を行うこと。

三 施行期日（附則関係）

この法律は、平成二十五年四月一日から施行すること。ただし、一の2、3及び4並びに二の2及び3については、同年十月一日から施行すること。